

アジアヘッドクォーター特区 [指定：平成23年12月、認定：平成24年7月]

正  
準

I 目標に向けた取組の進捗に関する評価

i) + ii) の平均値  $(4.5 + 4.5) / 2 = 4.5$

4.5

i) 取組の進捗

目標値に対する実績に基づく進捗度(当年度実績)

	評価指標	進捗度	評点
1	多国籍企業のアジア統括拠点及び研究開発拠点の誘致数	155%	5
2	その他多国籍企業の誘致数	152%	4

評価指標毎の進捗の評価の平均値  $(5 \times 1 + 4 \times 1 + 3 \times 0 + 2 \times 0 + 1 \times 0) / 2 = 4.5$

4.5

※1) 1つの評価指標に複数の数値目標がある場合は、各数値目標の評価を寄与度に応じて加重平均する。  
(例) 評価指標1について、a、b、cという3つの数値目標があり、各数値目標の評点・寄与度がa:5・20%、b:4・10%、c:3・70%の場合、 $5 \times 0.2 + 4 \times 0.1 + 3 \times 0.7 = 3.5$ で、四捨五入して評価指標1の評価は「4」となる。

※2) 評価指標2は複数の数値目標があり、※1のとおり各数値目標の評価を寄与度に応じて加重平均しているため、進捗度と評点が整合しない。

■ 地方公共団体による特記事項

※外部要因による数値への大幅な影響等があれば記載

ii) 取組の方向性に対する評価

専門家による評価の平均値

4.5

II 支援措置の活用と地域独自の取組の状況に関する評価

i)、ii)、iii) の平均値  $(3.2 + 2.7 + 3.8) / 3 = 3.2$

3.2

i) 規制の特例措置を活用した事業等の評価

■ 国との協議の結果、全国展開された措置を活用した事業の実績及び評価(事項)

・ビジネスジェットの使用手続簡略化

(概要)

・羽田空港のビジネスジェット駐機可能期間が7日から10日までに緩和された。

■ 国との協議の結果、現時点で実施可能なことが明らかになった措置(事項)

・非常用発電機による住戸内電源供給

(概要)

・国と地方の協議の結果、非常時(系統停電時等)において、集合住宅の各住戸に対して、通常の電力会社からの電力供給に代えて、建物内の非常用発電機から電力を供給することは現行法令等で対応可能と確認された。

専門家による評価の平均値

3.2

ii) 財政・税制・金融支援の活用実績の評価

専門家による評価の平均値

2.7

iii) 地域独自の取組の状況の評価

専門家による評価の平均値

3.8

正：平成26年3月末までに計画が認定された地区／準：平成26年3月末時点では計画が認定されていない地区

### Ⅲ 総合評価

(専門家所見(主なもの))

4.0

- ・本事業の目的であるHQの誘致例に含まれる企業の雇用増の分析を行い、本事業が日本社会にどの程度のインパクトをもたらしているのかを考察することが重要と思う。誘致した企業と支援機能の連関など取組の横断的な展開と成果の具体的な説明を期待したい。
- ・羽田におけるビジネスジェット緩和は有効に利用されているが、あくまでもビジネスジェットの緩和策は一時的なものであり、根本的な対策を望む。ビジネスジェット専用空港の設置を検討されたい。
- ・規制改革はほとんど利用されておらず、国の他の支援も、あまり活用されていない。地域独自の特例措置を用意しているが、ビジネスジェットの利用や非常用発電機による電源供給を除いては申請が少ない。

専門家による評価(専門家の総合的な所見)の平均値

4.0

### 評価結果

I、II及びIIIを平均して算出  $(4.5+3.2+4.0)/3=3.9$

3.9

(注)評価に係る評点の考え方については以下のとおり。

・評価は5～1(評点)で行う。

・進捗度は、100%以上を5、80%以上100%未満を4、60%以上80%未満を3、40%以上60%未満を2、40%未満を1とする。

・進捗度以外の評価項目における評点は、5:著しく優れている、4:十分に優れている、3:適当である、2:適当であると認めるには不十分である、1:適当であると認められないとする。